

京 都 大 学 大 学 院 情 報 学 研 究 科 の 組 織 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	<u>(次世代情報・A I 教育研究センター)</u> <u>第 8 条 情報学研究科に、附属の教育研究施設として、次世代情報・A I 教育研究センター（以下「センター」という。）を置く。</u> <u>2 センターにセンター長を置き、情報学研究科の専任の教授をもって充てる。</u> <u>3 センター長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>4 センター長は、センターの業務をつかさどる。</u>
(図書館) <u>第 8 条</u> } (略) 2 (事務組織) <u>第 9 条</u> (略) (内部組織) <u>第 1 0 条</u> (略)	(図書館) <u>第 9 条</u> } (同 左) 2 (事務組織) <u>第 1 0 条</u> (同 左) (内部組織) <u>第 1 1 条</u> (同 左) 附 則 (令和 7 年達示第 4 0 号) 1 この規程は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。 2 この規程の施行後最初に任命する次世代情報・A I 教育研究センター長の任期は、改正後の第 8 条第 3 項本文の規定にかかわらず、令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。